

令和 7 年

第 5 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和 7 年第 5 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料 1 赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程新旧対照表

赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程新旧対照表

現 行 規 程	改 正 規 程
第1条 この規程による退職記念品料金は、市内の学校（市立の小学校、中学校をいう。）の校長、教員（県費支弁の事務職員、養護教諭を含む。）が退職したときこれを贈呈する。 ただし、次に掲げる者には、これを贈呈しない。 (1) <u>禁こ</u> 以上の刑の確定した者 (2) ろ 略 (4)	第1条 この規程による退職記念品料金は、市内の学校（市立の小学校、中学校をいう。）の校長、教員（県費支弁の事務職員、養護教諭を含む。）が退職したときこれを贈呈する。 ただし、次に掲げる者には、これを贈呈しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑の確定した者 (2) ろ 略 (4)